

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 月 日

横浜市会議長

横浜市会規則第 号

横浜市会傍聴規則の一部を改正する規則

横浜市会傍聴規則（昭和25年4月横浜市会規則第1号）の一部を
次のように改正する。

第3条第1項中「市会事務局」を「議会局」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

(名称) 横浜市会傍聴規則

現 行	改 正 案
<p>(一般席の傍聴)</p> <p>第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、 <u>市会事務局</u>で傍聴券交付申請簿に住所、氏名、年齢 を記入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長 の承認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受 けなければならない。</p> <p>(第2項省略)</p>	<p>(一般席の傍聴)</p> <p>第3条 一般席で傍聴しようとする者は、会議当日、 <u>議会局</u>で傍聴券交付申請簿に住所、氏名、年齢を記 入し、一般傍聴券の交付を受け、若しくは議長の承 認又は議員の紹介により特別傍聴券の交付を受けな ければならない。</p> <p>(第2項省略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規則は、平成22年4月1日から施行する。</u></p>